

勧進能小考

—『わらんべ草』四十五段より —

中 司 由起子

はじめに

一 勘進能・狂言の興行日数

二 見物席の区画割り

三 楽屋の席次

おわりに

はじめに

大蔵虎明の記した『わらんべ草』は、まとまつた狂言伝書としては最古のものであり、江戸時代初期の能、狂言の状況を知ることのできる資料の一つである。今回、問題とする四十五段及びその注には、江戸時代初期の勧進能についての記事がまとめられている。勧進とは元来、寺社の造営や修理費用の寄付を一般に広く集めることをいったが、のちに流行の芸能を興行して、その入場料を資金とする形に発展していく。中世には勧進田楽や勧進猿楽が盛んに行われ、江戸時代では勧進猿楽は勧進能と称して催されるようになる。寺社造営のための勧進能もあったが、「能役者が臨時に多額の収入を得るために催す入場料を要する公開の能⁽¹⁾」という意味を有する勧進能が江戸時代には多かった。このような勧進能の変遷はすでに定説となっているが、個々の勧進能がどのように興行されていたか、幕末に行われた宝生の弘化勧進能などのような資料が多く現存する勧進能を除き、その実態は明らかにされているとは言い難い。

『わらんべ草』四十五段と注は、すでに先学の研究で取り上げられている部分である。その記事と、勧進能を描いた図や番組等の資料と照らし合わせることによって、不明な点の多い勧進能の一端を明らかにするのが本稿の目的である。

基本資料となる『わらんべ草』の四十五段とその注をあげる。⁽²⁾

勧進能に四日の仕やうかはりあり。いにしへは三日ありしを、中比四日になる。三日の仕やうはさだまりあり。四日目は初日にかへる。くわしく、余の本にあり。①

＼右の如く也。三番叟も三日替る也。三日の舞やうあり。一日に二番の舞替あり。然るを、初日の舞替四日に舞ふなり。古は、四日めは狂言太夫、翁の役也。中比、つれ太夫舞ひし事も有。それ故四日めの翁の次第替る也。当世四日ながら、太夫、翁舞也。笛、鼓も四日の次第かはる也。②

＼江戸浅草にて、北七太夫勧進能せられし時、四日にてはあまり残多事也とて、松平政宗殿抑留被成、五日ありし時、五日目、二日の舞替、橋懸舞ひし也。金春七郎宗竹、金剛右京、北七太夫、江戸浅草にてせられし時、三人の芝居の縄張、我等いたし候故、芝居の指図有。観世の勧進能には、舞台に水引ひかずと、玄旨法印の仰られし。惣じ而、京にて、残三座の勧進能の札には、屋根をさせず、太夫殿と打たせず候。京の外にては、何方にても苦しからず。京にて、雪崩の翁鳥帽子もならぬ由、聞及し也。③

＼わが代に、堺の七堂が浜にて、勧進狂言仕初候ひし也。その次第、万事別紙に記す。五日也。右にある如く、此前、江戸浅草にて、北七太夫勧進能ありし時、松平政宗殿あまり残多とて、一日抑留被成、五日ありし其例を以て、今度、北十太夫、京祇園の北にて勧進能ありしも五日也。④

＼勧進能に、芝居へ触事あるとも、狂言衆出べからず。今度、十太夫能にも、我等弟子衆頼まれしかど出ず。かやうの事は、立役の業にあらず。仮初の事も例になる物なれば、よく心得べし。⑤

＼能の作物も、つれ太夫か能の功者の役にて、狂言の役にあらず。人なきといふとも必出べからず。此前、道倫慥に申渡されし也。歌舞伎などにて、狂言の者触事云によりて、狂言を頼まれしと見へたり。河原の者とは格別

たるへし。然らば、能も河原ものに成べし。⑥

（7）＼万治二年五月に、保生太夫、京にて勧進能の時、四日めは、つれ、翁舞、千歳も狂言が舞、今春の如くなり。

＼同楽屋之次第

＼左 脇太夫＼狂言太夫＼拍子衆、年まし、上手次第、余は入ごみ。

＼大夫

＼右 つれ太夫＼拍子衆、年まし、上手次第、余は入ごみ。⑧

＼金春宗竹代に、江戸浅草にての勧進能の楽屋札、予は若かりし故、親道倫より兩人隔てゝ札あり。其時、予、太夫殿へ断申様は、誰人の指図にて楽屋札御打候や。作法御存知なき事はあるまじきに、いかやうの子細にて如斯打申され候と、使には北七太夫、幸小左衛門両人して申されし時、皆々寄合ひて打申候。貴殿の親父、作法の如く札あり、其方は若く候間、年よりたる衆の次にとある事にて、打たる由申されし時、尤も某若く候へ共、今度の勧進能の頭取を仕る。其上、年寄りたる者上座仕候はゝ、地謡の内にても年寄数多あるべく候。その上狂言は太夫号あり。昔は太夫代を仕り、四日目の翁を宛て申たる事も御座候に、それは定而存知の事也。然るを若きにかこつけられ候事、面目なき事に候間、作法を破りては出仕申まじきよし申候へは、皆々寄合ひ談合有て、此御取立は、土井大炊殿なれば、下にては済むまじきとて、太夫、大炊殿へ参られ、右の趣申上られしに、大炊殿被仰候は、それは弥太郎尤の申分也。乍去、一度打たる札をうちなをし、上なる者を下にさげば、下りたる者面

目失ふべし。さあらは、皆札をまくり、入勝ちと云はゞ、むさと下座の者上る事も成まじ。それにては互の難もあるまじきとて、其如く札をまくり、我等は道倫と並び居申候。皆人存知の事なれども、其時は上手衆数多ありて、年寄なれば、今は皆々一人もなし。世隔りなば、知る人もあるまじきと書付侍る也。⑨

＼今度保生太夫、京にて勧進能之時、大倉長太夫申候時、樂屋も別にこしらへ、渡されし也。⑩

一 勧進能・狂言の興行日数

①は、勧進能は昔、三日間だったのが最近では四日になつたという内容である⁽³⁾。さらにこの記事に関連して、勧進能四日目の式三番において、昔は狂言が翁を舞つていたが、その後ツレ役者が担当するようになり、現在では四日とも大夫が翁を担当しているという②に続いていく。⁽⁴⁾

そして③では、四日間の勧進能が五日間になつた例をあげる。「江戸浅草にて、北七太夫勧進能せられし時、四日にてはあまり残多事也とて、松平政宗殿抑留被成、五日ありし」と、④の「此前、江戸浅草にて、北七太夫勧進能ありし時、松平政宗殿あまり残多とて、一日抑留被成、五日ありし」は、喜多七大夫長能による寛永六年（一六二九）の江戸浅草で催された勧進能のことになる。伊達政宗によつて、興行が四日間から五日間に延長されたという内容である。この勧進能の日数延長については、表章氏の論究が詳しい⁽⁵⁾。表氏は、「政宗の個人的希望だけで簡単に日延べできたとは考え難く、政宗が幕閣に働きかけて一日延長の許可を取りつけたりした経緯も背後にはあるのであろう」とされ、③と④の七大夫の記事は事實を反映したものと判断している。さらに、江戸では寛延三年（一七五〇）の觀世元章の十五日の勧進能が行われるまでは、四座の大夫は四日間の興行が原則であったが、寛永の七大夫の勧進能以

後、喜多のみ五日間興行であったことを表氏は指摘している。

このように明らかに特別扱いをされ、喜多の慣例となつた七大夫の勧進能の記事に続けて、虎明は④の中で「わが代に、堺の七堂が浜にて、勧進狂言仕初候ひし也。その次第、万事別紙に記す。五日也」と述べる。これは虎明が明暦元年（一六五五）に堺の七堂の浜において催した勧進狂言にあたる。この中で「別紙」とあるのは、舞台・桟敷・道具等に關することなど、様々な諸注意事項を虎明が書き留めた『明暦堺七堂狂言芝居^{〔6〕}』である。④に「五日也」とある通り、『明暦堺七堂狂言芝居』には三月二十一・二十三・二十五・二十六・二十七日、五日間（二十二・二十四日は雨天）の番組があげられている。

また、虎明は『明暦堺七堂狂言芝居』の冒頭部分に、文禄元年（一五九二）に父大蔵虎清が、山城国平尾の和久の森で勧進狂言を催したこと記している。

折節たいはにをよひしをなけき、うわふきのため、くわんしん狂言を宮の前はいてんにて一日せられし時

とあることから、和久の森の明神の勧進狂言は拝殿で一日間催され、神社の修理という本来的な意味の勧進であったことが知られる。それに対して、虎明の明暦の勧進狂言は

予か代にとりたてよかしと度々申されし事、耳にとまりしゆへ、今度の芝居思ひ立し也

と、記すように虎明の私的な興行であったことがわかる。二つの勧進狂言は目的が異なるが、そのことが日数の多少に関わっているのかもしれない。

さて、勧進狂言の資料の一つに『勧進能狂言尽番組』があるが、この資料は延宝から文化までの間、大坂において催された勧進能狂言の番組を集成したものである。⁽⁷⁾

この番組に所収されている最初は延宝二年（一六七四）の大藏栄虎の勧進狂言で、五日間興行されている。以降、宝永二年（一七〇六）の鷺仁右衛門・正徳二年（一七一二）の鷺伝右衛門・元文五年（一七四〇）の鷺権之丞など、五日間の興行が続く。勧進狂言の日数が五日間から六日間に延びたのは、かなり後代となる明和二年（一七六五）の大藏虎里の勧進狂言である。勧進狂言に関していえば、それまではすべて五日間の興行である。大坂の勧進狂言は後に六日間となるものの、江戸初期は五日間が慣例となっているのである。⁽⁸⁾

勧進狂言の日数については、虎清の勧進狂言と明暦の虎明の勧進狂言は、先述したように性格が同じとは言えず、単純な比較は難しい。さらに明暦元年から延宝二年までの勧進狂言の記録を見いだすこともできなかつたが、四日以下の興行が通常であったのを、虎明が七大夫の勧進能みなみの興行期間に延ばしたのかかもしれない。堺と大坂と場所は異なるが虎明の明暦勧進狂言が、大坂勧進狂言の五日間興行の先例となつたと考えられるのである。

能と狂言という違いはあるものの、自らの明暦の勧進狂言を「五日也」と書き記した直後に、③で一度言及した内容を繰り返すことは、能界の実力者であった七大夫の先例を意識した結果といえる。

二 見物席の区画割り

③に「金春七郎宗竹、金剛右京、北七太夫、江戸浅草にてせられし時」とある記事は、江戸浅草において寛永年間に相次いで行われた金春・喜多・金剛の勧進能を指す。これらの勧進能に寛永八年の宝生を含めて列挙すると、以下のようになる。

寛永五（一六二八）年金春重勝

寛永六（一六二九）年喜多長能

寛永七（一六三〇）年金剛頼勝

寛永八（一六三一）年宝生重友（病であった父重房の代演）

浅草という同じ場所で寛永五年から連続して勧進能が催されたのは、能の歴史上に例がない。その最初に行われた金春の勧進能の様子を表す資料に、金春信高氏蔵の勧進能図があり、拙稿で紹介させていただいた^⑨。この図には、舞台・楽屋・板塀といった建築物が詳細に描かれ、桟敷の一つ一つに大名の名が記されている。さらに、永井信濃守尚政・酒井讚岐守忠勝・酒井雅栄頭忠世・土井大炊頭利勝といった幕府の年寄衆（老中）が隣同士に桟敷を並べている点、幕府の御殿医である今大路道三親昌や徳川家康の側室阿茶の局の桟敷がある点などの注目すべき点が見える。拙稿では、桟敷に名前を連ねる大名衆の調査を通して、大名衆の桟敷の並びは無秩序なものではなく、実際の交友関係に基づいて並んでいることを指摘した。以上のような点からも、この図は江戸初期の勧進能を知るうえで価値ある資料といえる。

また三番目に催された金剛の勧進能にも図があり、古川久氏の論考「金剛の寛永勧進能」^⑩ 中には、その図が掲載されている。しかし残念なことにこの図は現在、所在不明となっており、掲載されている図の写真も不鮮明で、全貌を知るのは困難である。ただし図に記述された文字の書き込みと、ある程度の図の構図は古川氏の論文中より知ることができ。それによると、舞台は藤堂大学によって、興行場所を取り囲む板塀は堀丹後守によって建てられたこと、舞台正面先になる中央の桟敷は伊達政宗と島津家久が占めていたことなどが判明する。

二点の勧進能図からわかるのは、寛永年間の勧進能が幕府の重要人物や大大名たちの臨席した盛大な催しだった

ということである。

そのような寛永年間の勧進能の内、金春・金剛・喜多の勧進能について、虎明は「芝居の縄張」をしたと^③で発言している。さらに、その見取り図もあると述べる。ここでの「芝居」は棧敷席と、舞台の間の見物席のことを指し、「縄張」はその見物席を区画することを言う。

金春の勧進能図を見ると、芝居部分は何も描かれておらず空白のままで、ただ「此間二十間」という文字が、芝居部分の左右と中央部分に記入されているのみである。金春の勧進能図からは、棧敷から舞台までの広さが判明するだけである。^{〔1〕}

金剛の勧進能図の芝居部分には、舞台の正先から棧敷方向に延びる通路と、その通路から直角に地謡座裏の方向へ延びる通路、脇正から棧敷に延びる通路、計三本の通路が描かれている。古川氏論文では、芝居部分の広さについて「正面十七間・目附柱先の角十八間半・脇柱先の角十七間半・脇正面十三間・地裏十二間半とある」とし、「右はしばいたたみ六百帖、左はむしろ三百帖が敷かれ」とも記す。

二つの図を比較すると、金剛の方が見物席については詳しく描かれているが、金春の方が少し芝居の規模が大きいようである。虎明自身の勧進狂言の詳細を記した『明暦堺七堂狂言芝居』には、

一、しばいのうちに、花道、三筋。七八寸のふとさの竹にて、たかさ二尺の両わきかきあり。（はゞ二尺五寸）

とあり、見物席に三本の通路があることを示している。通路の延びている方向は不明であるが、大まかな区画割りは金剛の勧進能図のそれと近いといえよう。

また区割りをしたと伝える勧進能への虎明たちの出勤状況を、寛永年間の勧進能の番組を掲載した番組『江戸初期

能組控^⑫』で確認しておく。

金春の勧進能の三番三を務めているのは、初日は虎清、二日目と三日目は虎明、四日目は虎明の弟清虎である。喜多の勧進能の場合、初日は虎明、二日目と四日目は清虎、三日目は虎明の息子熊藏、金剛の勧進能では、初日熊藏、二日目虎明、三日目清虎、四日目は松井喜左衛門が務めている。

以上のように、すべて大蔵流の役者によって三番三が演じられている。また、三番三以外の狂言の所演も大蔵流の人々である。虎明が区割りをしたうちにあげていらない宝生の勧進能では、鷺流が三番叟と狂言を演じている。これによつて縄張りは、出勤した勧進能においてのみ担当するといえるが、狂言方と縄張りについて触れた資料が③の他に見当たらない。前述したように金春と金剛の勧進能図にも、狂言方が芝居の縄張りを行つたことを示す直接的な記述が見えないのである。

しかしながら、狂言の役割という点から推測すると、虎明が事実を記している可能性があるのではないだろうか。⑤と⑥の内容は、見物席へのアナウンスや作り物の運搬を狂言方がするべきではないという虎明の強い主張である。^{〔13〕}現在では想像しにくい仕事を狂言方が担つっていたことからは、見物席の区画割りを行つていた可能性も考えられよう。⑤と⑥からは、雑用的な仕事を不本意とする意識がうかがえるが、見物席の区割りに対しては、不満が述べられていない。区画割りは重要な役目であるという認識があつたのかもしれない。

三 樂屋の席次

先ほど述べた⑤と⑥に見えるような虎明の自負心をよく示しているのが、⑧と⑨である。⑧は樂屋の席次を表しており、ワキ方の下、囃子方の上に狂言方を位置づけているのが特徴である。

寛永七年の金剛の勧進能の楽屋について、前出古川氏論では

向つて左に南面して太夫の席があり、東西に居並んだ西方は高安・弥右衛門・弥太郎・熊藏・八右衛門・弟子衆・地謡衆、東方は春日・源右衛門・助三・左吉・清次郎・六蔵・清左衛門・喜左衛門・勘七・地謡衆となつてゐる
と図にある旨を記している。すなわち西側はワキ・狂言・弟子衆・地謡衆、東側はツレ・囃子・地謡衆の順で楽屋を占めていることになる。

また『隣忠秘抄』には以下のように見える。¹⁴⁾

樂屋は、太夫の間、其次脇方、其次囃子、其次狂言、下にて同音の間と座敷を極むる事古法なり。然るに近代狂言師位をもち出、囃子の次になほらず、争論あるに依り、樂屋を囃子と狂言向合に札を打つ。元来はをかしの者とて太夫の座敷居の外ならでは入らずとなり。

つまりシテ・ワキ・囃子・狂言・地謡という席次は古い習慣であったが、近頃では狂言師が位のことを持ち出して、囃子の方の次を占めることをせず、樂屋を囃子方と向かいにするという。ここでいう「争論」が、後で取り上げる⑨の虎明の抗議を指すのか明確ではないが、争論の後は、狂言方と囃子方の樂屋を別にしたという『隣忠秘抄』の記事は、金剛の勧進能の並びとほぼ一致するのである。

⑨の記事は、虎明の主張する⑦の席次がふまえられなかつた実例としてあげられており、米倉利昭氏は、虎明の狂言方としての「地位の問題だけでなく、不条理を許せない考え方」の例としている。¹⁵⁾

寛永の金春の勧進能の時、虎明の楽屋の札が父虎清と離れており、虎明が金春大夫に抗議した。すると、喜多七大

夫と小鼓方の幸小左衛門から「虎清の札は作法のように（囃子方の上ということか）あつたが、虎明は若年なので年寄りの次とした」という返答があった。それに対し虎明は、「自分は若いといつても今回の勧進能の頭取を務めており、その上年寄を上座にするということにすれば、地謡衆の中にも年寄は数多くいるではないか。さらには狂言には大夫号がある。昔は大夫の代わりに四日目の翁を演じることもあった」と反論する。勧進能への出仕拒否をもちらつかせる虎明に困った金春大夫は、取立である土井大炊頭に相談。土井大炊頭は虎明の意を認めつつも、「一度決めた札を直して上の者を下にすれば、下がった者は面目を失ってしまうであろう。それならば楽屋入りした順とすれば、下の者がむやみに上にいくこともない」という妥協案を提案したのである。

⑨の出来事を受けて、息子の長太夫が万治二年（一六五九）の宝生重友の勧進能に出勤した際には、楽屋が別であつたことを⑩に付け加えている。寛永の金剛の勧進能の図に見える席次についても、⑨の虎明の態度がふまえられたのである。大蔵の閑わった勧進能では、虎明の主張が受け入れられているようである。

この逸話からは幾つか興味深い点が指摘できるが、まず虎明と金春大夫の関係をおさえておく。この金春の勧進能の大夫であった重勝は寛永五年時点、三十三歳であった。父氏勝が早世したために、叔父金春八左衛門元照たちの指導を受けていたが、勧進能の前年、寛永四年（一六二七）には江戸新橋に屋敷を拝領している。寛永五年頃は、大夫としての地位を確立し始めた時期といえる。そして虎明は寛永五年に三十二歳で、重勝とほぼ同年齢であった。それゆえ強い抗議を行えたのかもしれない。

虎明の抗議に対して重勝が直接に弁解するのではなく、間に七大夫と幸小左右衛門が立っているのも注目できる。虎明・七大夫・小左衛門の組み合わせというと、寛永六年の七大夫による〈石橋〉上演に際して、虎明と小左衛門が間狂言の形態について論争を繰り広げたことが知られる。¹⁶⁾当時の能界の第一人者である七大夫と小左衛門を相手に一

歩も引かない虎明の姿勢は、⑨の記事と重なり合うところである。

そして虎明の反論の拠り所になつてゐるのは、頭取を勤めたということと、狂言には太夫号があるということである。まず太夫号に関しては、『わらんべ草』四十六段に

奈良薪の能に太夫号を許す褒美あり。脇・つれ・狂言、三人は、太夫号。拍子の衆は、上手・名人にすと。

(以下省略)

とあり、囃子方より上位であるという虎明の主張がうかがえる。同じく『わらんべ草』の後半部には

＼一 予三十二歳の時、金春座の頭取請取し事。親存命の内に頭取渡し、例なし。是、金春の家始めての事也。殊に金春頭取は、太夫・座中、共に同心なれば成らず。予若くして芸も偏にて其器量なしと度々辞退せしかば、頭取へ渡る面、武悪、鼻引、猿、賢徳、親より直に請取べしと、再三に及びしかば、是非なく皆々に任せ侍し。其使は、幸小左衛門、他座の人証拠にて春日市右衛門也。扱、礼に出し時、其座に宗竹老、大蔵太夫殿、親春藤、親源右衛門、親惣右衛門などるられ、手柄なりと各々褒美せられし也。

という記事があり、三十二歳での金春座の頭取就任は⑨の内容と一致する。⑨や右の記事での頭取は、座における狂言方の統率者という意味で、座の中でも一目置かれる地位と考えられる。「太夫・座中、共に同心なれば成らず」や「頭取へ渡る面」ということが、そのことを表していよう。虎明は若くして頭取を務めることについて、大きな自信を持っていたことがこの記事からわかるのである。頭取への就任は狂言方だけの意だけではなく、金春座の総意が

なければならぬということがあつたからこそ、金春の勧進能での席次問題は、虎明にとつて許し難いものであつたはずである。

この論争のさばきをつけた土井大炊頭は「御取立」とされている。寛永の金春の勧進能図には、楽屋の屋根の部分に「佐倉侍従土井大炊頭殿造被下」と樂屋建設にたずさわったことが記入されている。しかし「樂屋総略」としては、脇坂淡路守安元の名があげられている。

一方で、寛永の宝生の勧進能では、『細川家史料』中の細川忠興の書状に「当月末二大炊殿肝煎ニ而宝生太夫勧進能仕候由」とあることから、竹本幹夫氏は、宝生の寛永勧進能を沙汰したのは土井大炊頭であると指摘している。^{〔17〕}

虎明のいう「御取立」が論争の決着を付けた以外に、どのような役目を果たしたのか、具体的にあげるのは難しい。しかし宝生勧進能のように、金春の勧進能でも単に樂屋建設だけにとどまらず勧進能の世話役的な働きをしたと考えられる。それが幕閣の一人として公的な働きだったのか、私的なものだったかは今後の課題としたい。

おわりに

以上、勧進能に関わる部分的な側面のみを考察してきたが、そもそも寛永の勧進能には不明な点がいくつもある。

浅草という同一の場所で毎年に渡つて催された理由や、様々な資料に見える大名衆や老中たちの関与をどのように位置づけるかという問題である。寛永年間は、幕府の職制をはじめ様々な慣習が確立する時代を目前とした転換期にあたり、そのような時代背景を考慮しつつ調査する必要がある。

『わらんべ草』に見える勧進能の慣習については、固定化する前の姿を伝えるものが少くないといえる。勧進能の催される日数や樂屋の席次など、地域によって慣習が異なることもあるが、虎明から始まったと考えられる事例が確認できるのではないだろうか。

注

- (1) 『岩波講座 能・狂言』I 能楽の歴史 岩波書店 一九八七年
- (2) 『増補 国語国文学研究史大成8 謡曲 狂言』三省堂 一九七七年（一部、表記を改め、条ごとに①から⑩までに区切った）
- (3) 京都で催される勧進能が三日間の興行から四日間へ移行していくのは、十五世紀末あたりであることが天野文雄氏によつて指摘されている（『現代能楽講義 能と狂言と歴史についての十講』大阪大学出版会 一〇〇四年）。
- (4) 天野氏は、この②の実例が宝生重友の勧進能での「つれ、翁舞」という⑦にあたるとし、慶長四年（一五九九）、聚楽の觀世黒雪勧進能の四日目で実際にツレ役者が演じている例をあげて、『わらんべ草』の記事が事実であることを指摘されてゐる（『翁猿楽研究』和泉書院 一九九五年）。他にも、⑦の万治二年の宝生の勧進能の番組は、宮本圭造氏の「洛中洛外の勧進能—元禄以前—」（『上方能楽史の研究』和泉書院 二〇〇五年）に集成されている番組の一つである、二条家文書「番所日次記」中に見える。四日間の式三番にあたる部分をあげると「初日 式三番 弥太郎弟 長太夫」「一日 三番三 喜太郎」「三日 三番三 助左衛門」「四日 三番三 長十郎」となる。初日の三番三を勤めた「長太夫」は弥太郎（栄虎）の弟で虎明の息子にあたり、⑩にも見える人物である。二日目の「喜太郎」は「明暦二年能役者付」に見える宝生座の狂言方大藏喜太郎、三日目の「助左衛門」は栄虎の弟子にあたる人物とされる。四日目の「長十郎」は、慶安二年（一六四九）の七大夫の祇園での勧進能に参加している人物と同一人物であろうか。残念ながら、四日目式三番には、長十郎の名前しかあげられていない。それ故、宝生では通常ならばシテ方が千歳を勤めるところを、四日目のみ下掛りの金春の場合のように、狂言方が千歳をも演じたどうかは確認できない。
- (5) 『喜多流の成立と展開』平凡社 一九九四年
- (6) 『日本庶民文化史料集成』四巻 狂言 三一書房 一九七五年
- (7) 『勧進能并狂言尽番組』関西大学図書館影印叢書 第一期第三巻 関西大学出版部 一九九五年
- (8) 大坂の勧進能については、天野氏が「四日→五日→六日と段階的に増えている」と指摘している（注(3)と同）。
- (9) 資料『寛永五年金春大夫重勝勧進能図』「能と狂言」三号 二〇〇五年
- (10) 『金剛の寛永勧進能』古川久『金剛』一九六一年九月号
- (11) 金春の勧進能図は、虎明のいう「芝居の指図」にはあてはまらず、どのような意図でこの図が描かれたかは不明である。

彩色が施されており、棟敷や幕の掛けた楽屋など周囲の建築物の様子は詳しい。

(12) 「寛永年間の勧進能」 古川久『能楽研究』第四号 一九七八年

(13) 小田幸子氏は、(5)(6)の記事から狂言方の役割、間狂言や本狂言を演じる以外の役割について、狂言方は座の中で雑用係的に捉えられ、そのような立場を不満としていたこと、さらにその不満が狂言方に頼らない後見制度の成立を促したこと、しかし虎明の意見にもかかわらず万治頃は作り物の運搬を担当していたという三点を指摘している（「能の舞台装置—作り物の歴史的考察—（下）」『能楽研究』一三号 一九八八年）。

(14) 『隣忠秘抄 外編』能楽史料第五編 わんや書店 一九三九年

(15) 『わらんべ草（狂言昔語抄）研究』米倉利昭 風間書房 一九七三年

(16) 『わらんべ草』八十九段の注に記事が見え、表章氏の(5)と「能〈右橋〉の歴史的研究」（『観世』一九六五年八月号）の論考がある。

(17) 「細川藩関係資料による江戸時代初期の能楽（上）」『能 研究と評論』17 月曜会 一九八九年

(18) (17)・「宝生座の歴史稿（十四）—近世初期の宝生座を中心に—」片桐登『宝生』一九八〇年十月号

〔Summary〕

A Study of *Kanjin-Noh* through Section 45 of *Waranbegusa*

NAKATSUKA Yukiko

Waranbegusa written by Okura Tora-akira, the oldest collection of various matters associated with *kyogen*, is an important document that gives information about the situations surrounding *noh* and *kyogen* of the early Edo period. Section 45 of *Waranbegusa* and its notes, the subject of this study, contains articles about *kanjin-noh* of the early Edo period. By comparing these articles and other materials such as illustrations of *kanjin-noh* and programs, this paper seeks to clarify *kanjin-noh* about which there are many things unknown.

First, the subject of the number of days during which a performance was held is considered. It is pointed out that the fact that a five-day performance became customary for *kanjin-kyogen* during the early Edo period may have been influenced by *kanjin-noh* performed by Tora-akira.

Second, it is pointed that that it was Tora-akira and the *kyogen* players that brought about the partitioning of the audience's seats that lay between the dress circle of the *kanjin-noh* theater and the *noh* stage. This is believed to be an example that shows that in the early Edo period, the *kyogen* player not only performed *kyogen* but also did odd jobs for the theatrical group.

Finally, the status of the actors in the dressing room of *kanjin-noh* is considered. It is written in *Waranbegusa* that a debate arose over Tora-akira's claim that the *kyogen* player is superior to the player in charge *hayashi*. After this debate, Tora-akira's claim was actually realized in dressing rooms of *kanjin-noh* in which Okura was involved.

The articles in *Waranbegusa* provide information about the customs associated with *kanjin-noh* before they became fixed. Although there were some differences with regard to the number of days it was performed and the order of precedence in dressing rooms depending on regions, it is possible to confirm matters that Tora-akira started. Future study of *kanjin-noh* should include investigation into differences in regions and times while keeping in mind the social picture of the time.

GEINO NO KAGAKU

Journal of the National Research Institute
for Cultural Properties, Tokyo
(Department of Performing Arts)
Number 33
2006

Publisher:

National Research Institute for Cultural Properties, Tokyo
13-43 Ueno Park, Taito-ku, Tokyo, 110-8713, Japan

芸能の科学	編集委員	発行	平成十八年三月二十一日	印 刷
33	東京文化財研究所	独立行政法人文化財研究所	平成十八年三月二十五日	印 刷
『芸能の科学』編集委員会所	長 研究所	東京文化財研究所	東京文化財研究所	東京文化財研究所
高 鎌倉研究室	長 研究室	音楽舞踊研究室	民俗芸能研究室	音楽舞踊研究室
山 星宮研究室	中野田桑研究室	講師長	成城大学能楽研究所	講師長
玲 繁い研究室	玲 繁い研究室	研究員	独立行政法人文化財研究所	研究員
子 紘幸み研究室	子 紘幸み研究室	会所	東京文化財研究所	会所
〒一一〇一八七一三	東京文化財研究所	東京文化財研究所	東京文化財研究所	東京文化財研究所
電話 ○三(三八二三)二三四一一番	東京都台東区上野公園一三一四三	東京文化財研究所	東京文化財研究所	東京文化財研究所

© 独立行政法人文化財研究所
東京文化財研究所 2006

National Research Institute for
Cultural Properties, Tokyo

